

令和6年度男性の子育て推進のための企業等向け出前講座委託業務に係る仕様書

1. 委託業務名

令和6年度男性の子育て推進のための企業等向け出前講座委託業務

2. 目的

大分県では、結婚・妊娠・出産・育児まで切れ目のない子育て支援に重点的に取り組んでいるが、核家族や共働き世帯の増加、地域との関係の希薄化等で、子育てに対する不安感や孤立感を抱える人は少なくない。

母親に最も近い存在である父親の子育てにおける役割がますます重要性を増す中、県下における父親の積極的な子育てを応援するとともに、夫婦で子育てをする機運のさらなる推進を図るため、県内企業等に対し、そのニーズに応じて出前講座を行うことにより、男性の子育て推進への理解を深め、適切な配慮がなされることを目指す。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4. 概要

本仕様書は、県内企業等を対象に、そのニーズに応じて効果的な出前講座を実施するために必要な委託業務の内容について定めるものである。

5. 委託業務内容

(1)受講対象

原則、大分県内に事業所のある企業等を受講対象とする。

企業等とは、商業その他の事業を行う者で、個人か法人・団体か、営利目的か非営利目的かを問わない。業界・業種別の団体・組合及び自治会等の団体は企業等を含め、受講対象とする。

・出前講座は、企業内の事業所・職場単位での実施でも可とする。

・受講対象として疑義がある場合は、大分県と協議の上、受講の可否を判断する。

(2)事業実施体制

事業実施に必要な事務や講座コーディネーターの配置について、事業実施可能な体制を確保すること。

① 事務運営

受講対象の企業等や派遣講師等の情報を取扱い、派遣講師への謝礼の支払い等を行うことから、事業実施に当たっては、個人情報の管理や支払関係等必要な事務を適切に行える体制を確保すること。

② 講座コーディネーターの配置

事業実施に当たっては、窓口となって企業等と打ち合わせを行い、日時、場所並びに講座内容を提案するとともに、講座実施後は、必要に応じ、アンケート等をもとに、企業等に対し、研修内容のフィードバック等を行い、企業の取組をフォローすることができる講座コーディネーターを配置すること。

(3) 事業の内容

① 受講対象企業等の募集や開拓

受講対象企業等の選定に当たっては、チラシ等を作成するなど、広く周知に努めるとともに、個別の企業等のニーズに応じて、適切に選定すること。また、企業等の業種が特定分野のみに偏らないよう、可能な限り幅広い企業等の確保に努めること。

② 出前講座の企画・実施

企業等から出前講座の依頼があった場合、電話、訪問等の手段により企業等と打ち合わせを行い、企業等側のニーズを引き出し、把握すること。

次に、そのニーズに応じて、出前講座の内容(派遣講師、実施日時、所要時間、受講可能人数、場所等を含む)を企画し、企業側に提案すること。

企業等と最終調整を行った上で、講座内容を確定し、講師を企業等に派遣して、出前講座を実施すること。

なお、企業等からの申し込みについては、受託者で受け付けるものとする。

(留意事項)

- ・出前講座は18回以上実施すること。なお、同一日での複数回の実施も可とするが、県内全域的な事業推進を図ること。
- ・受講者の希望により、講義を企画の主軸とした内容での実施も可とする。ただし、その場合は、その性質に鑑み、団体・組合などを対象とした、参加規模の大きい(40～50名等)研修として実施することとする。
- ・企業等の受講費用は無料とし、希望の開催場所に出向いて、出前講座を行う。ただし、講座の開催場所、プロジェクター及びスクリーン等については企業等で用意する。また、受付等当日の運営も原則企業等で行うものとする。
- ・出前講座の実施に当たっては、事前に十分な打ち合わせ等を行うこと。
- ・企業等の了解を得たうえで、アンケート調査及び写真撮影を行い、結果を取りまとめるとともに、講座内容・実施方法の改善につなげること。実施については県と協議すること。

③ 講師の確保、手配・派遣

(3)②の講座内容を実施するため、講師を確保すること。講座内容の確定後、講師を手配し、企業等に派遣すること。

④ 出前講座で使用する資料の準備・作成

(3)②の講座で使用するために必要な資料を準備・作成すること。

⑤ 出前講座の事後調査

企業等の了解を得たうえで、受講者の行動の変化割合等を確認する事後アンケート調査

を実施すること。調査内容、実施時期及び実施方法については県と協議すること。

⑥ 事業周知のための広報活動及び受講企業等の開拓

広く企業等に周知するため、受託者は、大分県と連携して、チラシの作成・配布等広報活動や受講企業等の開拓に取り組むこと。

(留意事項)

県においては、県庁ホームページやSNS等での周知、県内関係者への依頼を実施する。

(4) その他

- ・個人情報の取扱いについて十分注意し、適切に管理すること。この事業で知り得た情報等をもとにした参加者への特定の団体等への加入、事業への参加等の周知、勧誘等の行為を一切行わないこと。

5. 成果品

令和6年度男性の子育て推進のための企業等向け出前講座委託業務報告書(任意様式)を提出すること。

提出部数は紙媒体1部、電子データ1部(CD-ROM等の電子媒体)とし、以下の内容を含むものとする。

- (1) 受講企業等名簿及び受講者数
- (2) 開催講座ごとの開催日、時間、受講企業等の名称、受講者数、講座内容のわかる資料(講義資料等)、回収したアンケート、アンケート結果のまとめ、写真等実施状況が分かる資料
- (3) 作成したチラシ等、広報活動のわかる資料
- (4) その他本業務で生じた資料のうち、県が指示する資料一式

6 その他

- (1) 事業の実施に当たっては、県と十分に協議のうえ実施するものとする。
- (2) 本業務の履行により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 当該業務の実施において不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (4) 成果品(業務の履行過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 委託業務に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。